○内閣府告示第五十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　鹿児島県大島郡瀬戸内町

二　地域再生計画の名称　世界自然遺産登録を見据えた観光受入体制構築プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　鹿児島県大島郡瀬戸内町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第五十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　富山県

二　地域再生計画の名称　「とやま未来創生」ものづくり産業活性化計画

三　地域再生計画の区域の範囲　富山県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生支援利子補給金（五の五③）

○内閣府告示第五十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　北杜市

二　地域再生計画の名称　北の杜スタイル創造プロジェクト　～「北杜で働く」を応援～

三　地域再生計画の区域の範囲　北杜市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（五の六）

○内閣府告示第五十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　三好市

二　地域再生計画の名称　三好市生涯活躍のまちづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　三好市の区域の一部（池田地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例（五の五⑩）及び生涯活躍のまち形成事業計画によるサービス付き高齢者向け住宅の入居者要件の合理化（五の六）

○内閣府告示第五十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第三百三十一号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年十一月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　前橋市

二　地域再生計画の名称　地域の偉人等を活用したまちなか文化芸術・歴史空間の創生事業

三　地域再生計画の区域の範囲　前橋市の区域の一部（中心市街地内の活性化区域及び上泉町周辺地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第五十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第三百七十七号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年十一月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　鳥取県

二　地域再生計画の名称　鳥取県未来人材育成奨学金支援プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　鳥取県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第五十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第二百十二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年十一月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　宮城県

二　地域再生計画の名称　富県共創！みやぎへの本社機能移転等促進プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　宮城県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例（五の五⑦）

○内閣府告示第六十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第二百十三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年十一月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　茨城県

二　地域再生計画の名称　いばらき地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、下妻市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市及び小美玉市並びに茨城県東茨城郡茨城町、大洗町及び城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡美浦村、阿見町及び河内町並びに結城郡八千代町の全域並びに常総市の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例（五の五⑦）

○内閣府告示第六十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第六十二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年十一月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長野県

二　地域再生計画の名称　長野県地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　長野県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例（五の五⑦）